

旭川地方裁判所及び管内簡易裁判所の平成29年度における  
裁判事務の分配等に関する規程

(平成28年12月12日旭川地方裁判所平成28年規程第10号)

旭川地方裁判所本庁及び各支部並びに管内簡易裁判所の平成29年度における裁判事務の分配、裁判官の配置、裁判官に差し支えのあるときの代理順序、開廷の日割及び司法行政事務の代理順序を別紙1から別紙6までのとおりとする。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月21日旭川地方裁判所平成28年規程第11号)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月13日旭川地方裁判所平成29年規程第1号)

この規程は、平成29年3月25日から施行する。

附 則 (平成29年3月13日旭川地方裁判所平成29年規程第3号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

旭川地方裁判所本庁						
特別部						
第1 裁判官 の配置	所長判事	戸田久彦	田藤英彦	第2 開廷の 日割	合議事件(火曜)	
	判事	佐藤湯川	英彦			
	判事	田岡	征志			
	判事	梶高	喜平			
	判事補(特例)	濱吉	太一			
	判事補(特例)	片岡	頭			
	判事補					
	判事補					
第3 裁判事務の分配		裁判長	判事	判事	判事	判事
(事件の種類)		戸田久彦	佐藤英彦	湯川克彦	田岡征志	梶川匡志
		判事補(特例) 高橋祐喜	判事補(特例) 濱岡恭平	判事補 吉野颯太	判事補 片岡顕一	
1 民事 事件	(1) 民事差戻事件(現在の民事部の構成員のした合議事件の差戻事件に限る。)	刑事部の合議体				
	(2) 民事事件担当の裁判官(旭川地方裁判所管内簡易裁判所の裁判官を含む。)及び裁判所書記官に対する除斥事件, 忌避申立事件					
2 刑事 事件	(1) 刑事差戻事件(現在の刑事部構成員のした合議事件の差戻事件に限る。)	民事部の合議体				
	(2) 刑事事件担当の裁判官(旭川地方裁判所管内簡易裁判所の裁判官を含む。)及び裁判所書記官に対する除斥事件, 忌避及び回避申立事件					
	(3) 刑事訴訟法第262条第1項の規定による付審判請求事件					
	(4) 刑事訴訟法第429条第1項の規定による準抗告申立事件及びその手続の例による準抗告申立事件(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第52条第2項, 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)第19条第4項及び同法第20条第3項の場合を含む。)	<p>ア 勤務時間内に受け付けた2の(4)の事件のうち原裁判をした裁判官が第9の3の(7)の裁判官, 勤務時間外に受け付けた旭川地方裁判所裁判官又は旭川地方裁判所管内簡易裁判所裁判官である事件(法定合議事件を除く。)</p> <p>刑事部の合議体(第9の3の(7)の裁判官が原裁判官のときは, 代理順序による。)</p> <p>イ 勤務時間外に受け付けた2の(4)の事件</p> <p>刑事部の合議体(第9の3の(7)の裁判官が原裁判官のとき, 第9の2の(1)により事件の分配を受けた裁判官のとき及び合議事件のときは, それぞれ代理順序による。)</p>				
(5) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「裁判員法」という。)第3条第1項及び第3条の2第1項の規定による対象事件からの除外決定又は除外請求を却下する決定	民事部の合議体					

	(6) 裁判員法第35条第1項、第42条第1項及び第94条第1項の規定による異議の申立事件	
3 その他の事件	民事部及び刑事部担当以外の合議事件	合議体の構成員は、所長の指名する裁判官とする。

民事部					
第4 裁判官 の配置	部総括判事	湯川克彦	第5 開廷の 日割	合議事件	火曜、金曜
	判事	梶川匡志		単独事件	水曜
	判事補(特例)	濱岡恭平		イ係	月曜、木曜
	判事補(兼)	片岡頭一		ロ係	月曜、木曜
	判事補	吉野颯太		ハ係	月曜、木曜
ただし、やむを得ない事由があるときは、変更し、又は臨時に開廷することができる。					

第6 裁判事務の分配		部総括判事	判事	判事補(特例)	判事補	判事補
(事件の種類)		湯川克彦	梶川匡志	濱岡恭平	片岡頭一	吉野颯太
1 合議事件	(1) 民事事件	全部	2分の1	2分の1	全部	
	ア 控訴事件及び抗告事件 イ 行政訴訟事件及び行政処分の当否を前提又は理由とする通常訴訟事件 ウ 労働関係訴訟事件(賃金のみの請求は除く。) エ 医療関係訴訟事件 オ 再審事件のうち合議事件 カ 会社更生事件 キ その他合議体で審理及び裁判をするのを相当とする事件					
2 合議事件以外の民事事件	(2) 人身保護事件					
	(1) 通常訴訟事件(手形訴訟及び小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立てにより通常訴訟に移行した事件を除く。)	単独イ係 5分の1	単独ロ係 5分の2	単独ハ係 5分の2	単独ニ係	単独ホ係
	(2) 手形訴訟及び小切手訴訟事件					
	(3) 再審事件のうち単独事件					
	(4) 不動産及び船舶等(以下「不動産等」という。)に対する強制執行事件及び不動産等を目的とする担保権の実行としての競売等事件	5分の1		5分の4		
	(5) 破産管財事件	2分の1	2分の1			
	(6) 破産同時廃止事件					
	(7) 再生事件					
	(8) 簡易確定事件					
	(9) 特定調停事件					
(10) 配偶者暴力等に関する保護命令事件	3分の1	3分の1	3分の1			
(11) 労働審判事件		2分の1	2分の1			
(12) 保全事件のうち審尋を要する事件(本案係属中の保全事件を除く。)						
(13) 保全異議事件(審尋を要する事件に対するもの)						
(14) 保全異議事件(審尋を要しない事件に対するもの)及び保全取消事件		全部				
(15) 民事非訟事件及び商事非訟事件						
(16) 公示催告事件						

(17) 財産開示事件 (18) 執行雑事件（基本事件のな いもの） (19) 申立て及び上級裁判所の職 権による調停事件（特定調停 事件を除く。） (20) 借地非訟事件 (21) 企業担保権実行事件 (22) 船舶所有者等責任制限事件 (23) 油濁損害賠償責任制限事件 (24) 民事雑事件及び行政雑事件 （本案係属中の事件，保全異 議事件，保全取消事件及び証 拠保全事件を除く。） (25) 過料事件 (26) 仲裁関係事件			全 部		
(27) 共助事件				全 部	
(28) 債権及びその他の財産権（ 以下「債権等」という。）に 対する強制執行事件並びに債 権等を目的とする担保権の実 行及び行使事件 (29) 事情届に基づく配当等手続 事件				5分の1	5分の4
(30) 民事保全法第37条第1項 の規定による起訴命令事件 (31) 保全事件のうち審尋を要し ない事件（本案係属中の保全 事件を除く。） (32) 証拠保全事件（民訴法23 5条1項ただし書の証拠保全 事件を除く。） (33) 訴え提起前の証拠収集処分 事件				2分の1	2分の1
<p>分配の方法</p> <p>単独イ係，単独ロ係，単独ハ係，単独ニ係及び単独ホ係に分配する事件は，受付の順序に従い，単独イ係，単独ロ係，単独ハ係，単独ニ係及び単独ホ係の順に順次分配する。</p>					
<p>3 関連事件の取扱い</p> <p>(1) 手形訴訟及び小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立てにより通常訴訟に移行した事件は，当該手形判決又は小切手判決をした係に分配する。</p> <p>(2) 本案係属中の保全事件，民事雑事件，行政雑事件及び民訴法235条1項ただし書の証拠保全事件は，本案を担当する部又は係に分配する。</p> <p>(3) 関連する事件が異なった係に係属するときは，関係の裁判官の協議により，事件の分配替えをすることができる。この場合，原則として先に受理した事件に係属する係に分配替えをする。</p> <p>(4) 単独係間での分配替えによって生じた不均衡は，分配替えがされた後に受理した事件のうち受付の最も早い事件の順で調整する。</p>					

刑事部					
第7 裁判官 の配置	部総括判事 判事 判事補 (兼) 判事補	佐藤英彦 田岡薫 吉野颯 片岡顕一	第8 開廷の 日割	1 合議 (裁判員裁判) (原則偶数週の月曜日から木曜日) 2 合議 (裁判員裁判を除く。) (月曜日、木曜日) 3 単独A係 (水曜日、金曜日) 4 単独B係 (火曜日、金曜日) 5 やむを得ない事由があるときは、変更し、又は臨時に開廷することができる。	
第9	裁判事務の分配	部総括判事	判事	判事補	判事補
	(事件の種類)	佐藤英彦	田岡薫	吉野颯	片岡顕一
1 合議 事件	(1) 公判請求のうちの法定合議事件 (2) 再審請求事件 (3) 刑事訴訟法第266条第2号の規定による付審判事件 (4) 組織的犯罪処罰法第62条第1項の規定による審査請求事件及びその例による審査請求事件 (麻薬特例法第23条の場合を含む) (5) 組織的犯罪処罰法第65条第1項の規定による取消請求事件及びその例による取消請求事件 (麻薬特例法第23条の場合を含む) (6) 合議事件の被告人に対する追起訴事件 (7) その他合議体で審理及び裁判するのを相当とする事件	全部	全部	全部	
2 合議 事件 以外 の 公判 請求 事件 (即決 裁判 手続 を含む)	(1) 分配の方法 単独A係及び単独B係に分配する事件は、受付の順序に従い、単独A係及び単独B係の順に順次分配する。 (2) 関連事件の取扱い ア 追起訴事件は、その本起訴事件が係属した係に分配する。 イ その他関連する事件が異なった係に分配されたときは、関係の裁判官が協議して、一つの係に分配替えをすることができる。この場合、原則として先に受理した事件を担当する係に分配替えをする。 ウ ア又はイによって生じた不均衡は、その直後に受理した事件で調整する。	2分の1 (A係)	2分の1 (B係)		

3 1, 2 以外の 刑事 事件	(1) 証人尋問請求事件（刑事訴訟法第226条，第227条第1項）				
	ア 合議に関するもの				全部
	イ その他のもの			全部	
	(2) 証拠保全請求事件（刑事訴訟法第179条第1項）				
	ア 合議に関するもの				全部
	イ その他のもの			全部	
	(3) 共助事件，訴訟費用負担請求事件，刑の執行猶予言渡取消請求事件，刑事訴訟法第430条の規定による準抗告申立事件，組織的犯罪処罰法第6章（審査の請求を受ける前のものに限る。）及び麻薬特例法第6章（審査の請求を受ける前のものに限る。）の保全事件			全部	
	(4) 第1回公判期日前の勾留に関する処分のうち				
	ア 合議に関するもの				全部
イ その他のもの			全部		
(5) 組織的犯罪処罰法第4章（起訴前のもの及び第1回公判期日前のものに限る。）及び麻薬特例法第5章（起訴前のもの及び第1回公判期日前のものに限る。）の保全事件のうち					
ア 合議に関するもの				全部	
イ その他のもの			全部		
(6) 勤務時間内に受け付けた令状請求事件（組織的犯罪処罰法第71条第1項及びその例による麻薬特例法第23条の場合などの地方裁判所裁判官が処理するとされている事件に限る。）のうち					
ア 合議に関するもの				全部	
イ その他のもの			全部		
(7) 勤務時間内に受け付けた令状請求事件（(6)の事件を除く。），起訴前の勾留に関する処分及び被疑者の国選弁護人選任請求（地方裁判所裁判官に請求された事件に限る。）			全部		
(8) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律における傍受の原記録の保管事務	全部				
(9) 勤務時間外に受け付けた令状請求事件，起訴前の勾留に関する処分及び被疑者の国選弁護人選任請求（管内簡易裁判所から引き継がれたものを含む。）				別に定めるところによる。この定めによる令状請求事件を担当する裁判官は，(7)の事務を処理する裁判官を代理する。	

	(10) 刑事補償請求事件（組織的犯罪処罰法第21条及び麻薬特例法第18条の場合を含む。）、訴訟費用免除申立事件、費用補償請求事件、組織的犯罪処罰法第18条第4項及び麻薬特例法第16条第3項の存続させるべき権利に該当する旨の裁判の請求事件等基本となる裁判又は本案事件に付随する事件	基本の裁判若しくは本案の裁判をした部又は係の裁判官			
	(11) 更生保護法第52条第6項の求意見の処理	基本となる判決を宣告した係の裁判官。ただし、基本となる判決を宣告した裁判所が旭川地方裁判所本庁以外の場合には、刑事部の合議事件を担当する左陪席裁判官			
	(12) 検察審査会法第41条の9第1項の指定弁護士指定、同条の9第4項の取消し及び同条の10第2項の取消しに関する処分のうち ア 合議に関するもの イ その他のもの			全部	全部
4 その他の事件	(1) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第33条第1項、第49条第1項・第2項、第50条、第54条第1項・第2項、第55条、第59条第1項・第2項の規定による申立事件及び同法第76条第1項・第2項の規定による競合する処分の調整の申立事件 分配の方法 A係及びB係に分配する事件は、受付の順序に従い、A係及びB係の順に順次分配する。ただし、抗告審において地裁の決定が取り消されて差し戻された事件は、当該決定に関与していない裁判官の係に分配する。	2分の1 (A係)	2分の1 (B係)		
	(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第2項の規定による共助事件			全部	
	(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第34条第1項前段及び同法第60条第1項前段の規定による鑑定入院命令			全部	
	(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第99条第5項による連戻状の請求に係る手続			全部	
	(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則第8条第1項の規定による除斥事件	B係の裁判官 又は精神保健 審判員及び裁 判所書記官	A係の裁判官 又は精神保健 審判員及び裁 判所書記官		



<p>(6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則第39条第1項、第50条、第72条、第74条、第78条、第80条、第84条の規定による通知</p>	<p>(1)の事件に係属する当該係</p>
<p>(7) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則第51条第2項、第85条第1項の規定による鑑定入院先の指定を変更する命令</p>	<p>(1)の事件に係属する当該係</p>

第10 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

- 1 民事部又は刑事部の裁判官に差し支えのあるときは、別表1及び別表2のとおり他の裁判官が代理する。
- 2 他の係において事件を処理することが相当と認められるときは、関係の裁判官の協議により、事件の分配替えをすることができる。
- 3 1, 2によることができないとき又は緊急の必要がある場合は、所長の指名する裁判官が代理又は当該事件を担当する。

第11 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差し支えのあるときの司法行政事務は、判事佐藤英彦、同湯川克彦が順次代理し、なお差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、それぞれ当該部の特例判事補以上の裁判官が各部の配置順序に従って順次代理し、なお差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

旭川地方裁判所名寄支部			
第1 裁判官 の配置 (てん 補)	判事補(特例) 高橋 祐喜	第2 開廷の 日割	1 奇数月の第二火曜に引き続き水曜, 木曜, 金曜 2 偶数月の第二火曜及びこれに引き続き水曜, 木曜 3 やむを得ない事由があるときは, 1及び2を変更し, 又は臨時に開廷することができる。
第3 裁判事務の分配			
民事事件及び刑事事件の全部		判事補(特例) 高橋 祐喜	
第4 裁判官に差し支えのあるときの代理順序			
1 てん補裁判官に差し支えのあるときは, 所長の指名する裁判官が代理する。 2 支部の事件処理に必要な生じたときは, てん補裁判官のほかにも所長の指名する裁判官がてん補する。			
第5 司法行政事務の代理順序			
1 支部における支部長の司法行政事務は, その支部てん補の裁判官が取り扱う。 2 1の裁判官に差し支えのあるときは, 所長の指名する裁判官が代理する。			

旭川地方裁判所紋別支部			
第1 裁判官 の配置 (てん 補)	判 事	梶 川 匡 志	第2 開廷の 日割
1 第三水曜及びこれに引き続く木曜、金曜 2 やむを得ない事由があるときは、1を変更し、又は臨時に開廷することができる。			
第3 裁判事務の分配			
民事事件及び刑事事件の全事件		判 事	梶 川 匡 志
第4 裁判官に差支えのあるときの代理順序			
1 てん補裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。 2 支部の事件処理に必要なときは、てん補裁判官のほかに所長の指名する裁判官がてん補する。			
第5 司法行政事務の代理順序			
1 支部における支部長の司法行政事務は、その支部てん補の裁判官が取り扱う。 2 1の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。			

(別紙4)

平成29年4月1日施行

旭川地方裁判所留萌支部			
第1 裁判官 の配置 (てん 補)	判 事	田 岡 薫 征	第2 開廷の 日割
1 第三水曜及びこれに引き続く木曜、金曜 2 やむを得ない事由があるときは、1を変更し、又は臨時に開廷することができる。			
第3 裁判事務の分配			
民事事件及び刑事事件の全部		判 事	田 岡 薫 征
第4 裁判官に差支えのあるときの代理順序			
1 てん補裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。 2 支部の事件処理に必要な生じたときは、てん補裁判官のほかに所長の指名する裁判官がてん補する。			
第5 司法行政事務の代理順序			
1 支部における支部長の司法行政事務は、その支部てん補の裁判官が取り扱う。 2 1の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。			

旭川地方裁判所稚内支部			
第1 裁判官 の配置 (てん 補)	判事補(特例) 濱岡恭平	第2 開廷の 日割	1 奇数月の第二火曜及びこれに引き続く水曜, 木曜, 金曜 2 偶数月の第二火曜に引き続く水曜, 木曜, 金曜 3 やむを得ない事由があるときは, 1及び2を変更し, 又は臨時に開廷することができる。
第3 裁判事務の分配			
民事事件及び刑事事件の全部		判事補(特例) 濱岡恭平	
第4 裁判官に差支えのあるときの代理順序			
1 てん補裁判官に差し支えのあるときは, 所長の指名する裁判官が代理する。 2 支部の事件処理に必要が生じたときは, てん補裁判官のほかに所長の指名する裁判官がてん補する。			
第5 司法行政事務の代理順序			
1 支部における支部長の司法行政事務は, その支部てん補の裁判官が取り扱う。 2 1の裁判官に差し支えのあるときは, 所長の指名する裁判官が代理する。			

旭川地方裁判所管内簡易裁判所									
裁判官の配置 (係)		簡易裁判所 判事 脇山靖幸 (1係)	簡易裁判所 判事 中畑養一 (2係)	簡易裁判所 判事 寺田鉄朗 (3係)	簡易裁判所 判事 松本尚嘉 (4係)	簡易裁判所 判事 多原收一 (5係)	簡易裁判所 判事 片合 毅 (6係)	簡易裁判所 判事 北山裕之 (7係)	簡易裁判所 判事 木村年行 (8係)
裁判事務の分配	てん補日又は執務日				てん補日 (第2,第 4木曜日。 ただし、交 通切符によ る三者処理 略式事件処 理日が、同 曜日以外の 場合は、同 事件処理 日)	てん補日 (第2,第 4金曜日)	執務日 (毎週月, 火,水曜 日)	てん補日 (第1,第 3木曜日午 後及び金曜 日午前)	てん補日 (第2,第 4月曜日)
	裁判事務の代理順序 (右に掲げる係の裁判 官が順次代理し、これ によれないときは、所 長の指名する簡易裁判 所判事が代理する。)	2, 3, 6係	1, 3, 6係	1, 2, 6係	5, 2, 3係	4, 1, 3係	1, 2, 3係	3, 1, 2係	3, 2, 1係
旭 川	民事通常訴訟事件(手形訴訟及び小切手訴訟の 終局判決に対する異議の申立てにより通常訴訟 に移行した事件を除く。)(注1)	2分の1	2分の1						
	手形訴訟及び小切手訴訟事件	2分の1	2分の1						
	少額訴訟事件(注2)						全部		
	民事調停事件			8分の6				8分の1	8分の1
	和解事件, 借地非訟事件			全部					
	公示催告事件, 過料事件			全部					
	民事共助事件, 民事再審事件			全部					
	保全事件(本案係属中の保全事件を除き, 保全 異議, 保全取消事件を含む。)(注3)			全部					
	その他の民事事件及び民事雑事件(本案係属中 の民事雑事件を除く。)			全部					
	公判請求事件(即決裁判手続を含む。)				2分の1 (ただし, 交通切符に よる三者処 理略式事件 に係る正式 裁判請求事 件を除く。)	2分の1 (ただし, 5係の処理 した略式命 令請求事件 に係る正式 裁判請求事 件を除く。)			
略式命令請求事件			4分の1		4分の1	4分の2			
刑事再審事件				2分の1	2分の1				
略式命令請求事件のうち在庁・待命略式事件 (交通切符による三者処理略式事件を除く。)			全部						
交通切符による三者処理略式事件				全部					
第1回公判期日前の勾留に関する処分				2分の1	2分の1				
その他の刑事事件及び刑事雑事件				2分の1	2分の1				
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者 の医療及び観察等に関する法律第24条第2項 の規定による共助事件				2分の1	2分の1				
訴訟費用負担請求事件				2分の1	2分の1				
更生保護法第52条6項の求意見処理				2分の1 (ただし, 4係で基本 となる判決 を宣告した 事件は全部)	2分の1 (ただし, 5係で基本 となる判決 を宣告した 事件は全部)				

	勤務時間内に取り扱う令状請求事件、起訴前の勾留に関する処分及び被疑者国選弁護人選任請求 (注4、5)		第1、第3、第5月曜日、第1、第3木曜日午前及び金曜日午後、第5木・金曜日、水曜日	第2、第4木曜日	第2、第4金曜日	火曜日	第1、第3木曜日午後及び金曜日午前	第2、第4月曜日
	勤務時間外に取り扱う令状請求事件、起訴前の勾留に関する処分及び被疑者国選弁護人選任請求(他の管内簡易裁判所から引き継がれたものを含む。)	別に定めるところによる。						
	注1 手形訴訟及び小切手訴訟の終局判決に対する異議申立てにより通常訴訟に移行した事件は、当該手形判決又は小切手判決をした係に分配する。 2 少額訴訟判決に対する異議申立事件は、当該少額訴訟事件の属していた係に分配する。 3 本案係属中の保全事件、民事雑事件は、本案を担当する係に分配する。 4 「第1」ないし「第5」とは、当該月における当該曜日の到来順を表す。 5 木曜日の担当係については、交通切符による三者処理略式事件処理日が、第2、第4以外の木曜日に予定されている場合は、当月の同事件処理日は4係が担当し、それ以外の第2、第4木曜日は、3係が担当する。							
	分配の方法 複数の係に分配することとされている事件は、受付の順序に従い、各係の割合に応じ順次分配する。							
	関連事件の取扱い 関連する事件が異なった係に係属するときは、関係の裁判官の協議により、事件の分配替えをすることができる。この場合においては、原則として先に受理した事件を担当する係に分配替えをするものとする。なお、事件の分配替えによって生じた不均衡は、その後受理した事件で調整する。							
	司法行政事務の代理順序	簡易裁判所判事中原斐一、同脇山幸希が順次代理						
深川	裁判事務の分配	裁判官の配置	簡易裁判所判事 片倉 毅					
		裁判事務の代理順序	所長が指名する旭川簡易裁判所判事又は留萌簡易裁判所判事(注1、2、3、4、5)					
	全事件	全部						
富良野	裁判事務の分配	裁判官の配置	簡易裁判所判事 松本尚基					
		裁判事務の代理順序	所長が指名する旭川簡易裁判所判事(注1、2、3、4、5)					
	全事件	全部						
名寄	裁判事務の分配	裁判官の配置	簡易裁判所判事 木村年行					
		裁判事務の代理順序	所長が指名する旭川簡易裁判所判事(注1、2、3、4、5)					
	全事件	全部						
紋別	裁判事務の分配	裁判官の配置	簡易裁判所判事 北山裕之					
		裁判事務の代理順序	所長が指名する旭川簡易裁判所判事(注1、2、3、4、5)					
	全事件	全部						
中頓別	裁判事務の分配	裁判官の配置	簡易裁判所判事 木村年行(兼)					
		裁判事務の代理順序	所長が指名する簡易裁判所判事(注2、3、4、5)					
	全事件	全部						
留萌	裁判事務の分配	裁判官の配置	簡易裁判所判事 多原成一					
		裁判事務の代理順序	所長が指名する旭川簡易裁判所判事又は深川簡易裁判所判事(注1、2、3、4、5)					
	全事件	全部						
稚内	裁判事務の分配	裁判官の配置	簡易裁判所判事 設楽 篤					
		裁判事務の代理順序	所長が指名する簡易裁判所判事(注2、3、4、5)					
	全事件	全部						
天塩	裁判事務の分配	裁判官の配置	簡易裁判所判事 設楽 篤(兼)					
		裁判事務の代理順序	所長が指名する簡易裁判所判事(注2、3、4、5)					
	全事件	全部						

- 注1 代理裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する簡易裁判所判事がその職務を行う。
- 2 略式命令に対する正式裁判請求事件については、略式命令請求事件の請求を受けた簡易裁判所の代理裁判官が処理する。ただし、略式命令請求事件を代理裁判官が処理した場合は、略式命令請求事件の請求を受けた簡易裁判所の裁判官が処理する。
- 3 公職選挙法253条の2の事件のうち、略式命令請求事件については、請求を受けた簡易裁判所の代理裁判官が処理し、その代理裁判官が刑事訴訟法463条1項、2項により通常の審判をすべきとの判断をした場合の通常審判及び略式命令を発した場合の正式裁判請求事件については、略式命令請求事件の請求を受けた簡易裁判所の裁判官が処理する。
- 4 被疑者の国選弁護人選任請求で、管内の各裁判所から旭川簡易裁判所に引き継がれた事務処理については、簡易裁判所判事の資格を有する旭川地方裁判所及び旭川家庭裁判所の裁判官若しくは旭川簡易裁判所の裁判官が処理することができる。
- 5 管内の各簡易裁判所（旭川を除く。）において、当該簡易裁判所の裁判官に差し支えがあり、かつ、裁判事務の取扱いに差し迫った必要があるときは、当該簡易裁判所所在地の地方裁判所支部又は家庭裁判所出張所にてん補の簡易裁判所判事の資格を有する裁判官が当該簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる。

司法行政事務の代理順序（旭川簡易裁判所を除く。）

- 1 旭川地方裁判所管内の各簡易裁判所の裁判官に差し支えのあるときは、深川、富良野、名寄、中頓別、紋別、留萌については旭川簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名する旭川簡易裁判所判事が、稚内、天塩については名寄簡易裁判所判事がその職務を行う。
- 2 1の代理裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する簡易裁判所判事がその職務を行う。



(別表1)

民事部の裁判官に差し支えがあるときの代理順序

- 1 合議事件について、裁判長に差し支えがあるときは、代理順序欄の左から順次代理する。

	裁判長	裁判長の代理順序			
合議事件	裁判長 判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平		

- 2 単独事件等について、各担当裁判官に差し支えがあるときは、代理順序欄の左から順次代理する。

	担当裁判官	代理順序				
単独事件 イ係	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平			
単独事件 ロ係	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 湯川克彦			
単独事件 ハ係	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志			
保全事件 ロ係	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 湯川克彦			
保全事件 ハ係	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦			
保全事件 ニ係	判事補 片岡顕一	判事補 吉野颯太	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	
保全事件 ホ係	判事補 吉野颯太	判事補 片岡顕一	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	
保全異議事件 ロ係	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦				
保全異議事件 ハ係	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 湯川克彦				
債権等執行事 件、事情届に基 づく配当等手続 事件 ニ係	判事補 片岡顕一	判事補 吉野颯太	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	
債権等執行事 件、事情届に基 づく配当等手続 事件 ホ係	判事補 吉野颯太	判事補 片岡顕一	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	
不動産執行事件 イ係	判事 湯川克彦	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 梶川匡志			
不動産執行事件 ハ係	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志			
破産管財事件 イ係	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平			

破産管財事件 口係	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	判事補(特例) 濱岡恭平		
破産同時廃止事件 イ係	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平		
破産同時廃止事件 口係	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	判事補(特例) 濱岡恭平		
再生事件 イ係	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平		
再生事件 口係	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	判事補(特例) 濱岡恭平		
簡易確定事件 イ係	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平		
簡易確定事件 口係	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	判事補(特例) 濱岡恭平		
特定調停事件 イ係	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平		
特定調停事件 口係	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	判事補(特例) 濱岡恭平		
配偶者暴力等に関する保護命令 事件 イ係	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平		
配偶者暴力等に関する保護命令 事件 口係	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 湯川克彦		
配偶者暴力等に関する保護命令 事件 ハ係	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志		
労働審判事件 口係	判事 梶川匡志	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 湯川克彦		
労働審判事件 ハ係	判事補(特例) 濱岡恭平	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦		
上記によることができない場合及びその他の事件については、原則として、判事補片岡頭一、判事補(特例)濱岡恭平、判事梶川匡志、判事湯川克彦、判事補吉野颯太、判事補(特例)高橋祐喜、判事田岡薫征、判事佐藤英彦の順序により順次代理する。					

(別表2)

刑事部の裁判官に差し支えがあるときの代理順序

- 1 合議事件について、各担当裁判官に差し支えがあるときは、代理順序欄の左から順次代理する。

	担当裁判官	代理順序				
合議事件	裁判長 判事 佐藤英彦	判事 田岡薫征	判事補 (特例) 高橋祐喜	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補 (特例) 濱岡恭平
	判事 田岡薫征	判事補 (特例) 高橋祐喜	判事補 (特例) 濱岡恭平	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	
	判事補 吉野颯太	判事補 片岡顕一	判事補 (特例) 高橋祐喜	判事補 (特例) 濱岡恭平	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦

- 2 単独係等について、各担当裁判官に差し支えがあるときは、代理順序欄の左から順次代理する。

	担当裁判官	代理順序				
単独A係 犯罪捜査のための 通信傍受に関する 法律における傍受 の原記録の保管事務	判事 佐藤英彦	判事 田岡薫征	判事補 (特例) 高橋祐喜	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補 (特例) 濱岡恭平
単独B係	判事 田岡薫征	判事 佐藤英彦	判事補 (特例) 高橋祐喜	判事 湯川克彦	判事 梶川匡志	判事補 (特例) 濱岡恭平
その他の 刑事事件	判事補 片岡顕一	判事補 (特例) 高橋祐喜	判事補 (特例) 濱岡恭平	判事 梶川匡志	判事 湯川克彦	
	判事補 吉野颯太	判事 田岡薫征	判事 佐藤英彦	判事補 (特例) 高橋祐喜	判事補 片岡顕一	判事補 (特例) 濱岡恭平
		判事 梶川匡志	判事 湯川克彦			